

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 食品安全・消費生活課	岩永 俊一
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	⑤ 消費者教育の推進	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	6,189

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チエンジ&チャレンジ2025 本文)								(取組項目)
「消費者市民社会」の実現を目指し、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて消費者教育を受ける機会を得ることができるよう、関係機関と連携して啓発や講座を開催するなど消費者教育を総合的に推進します。								i) 消費生活学習会等への講師の派遣 ii) 県立高校等における授業支援 iii) 関係機関と連携した消費者教育の推進
指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
事業群 県・市町消費者講座受講者数	目標値①	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上 (毎年度)	令和6年度は、成年年齢引き下げの影響を受ける若年者への消費者教育に重点を置いて、県消費生活センターが学校での消費者教育を支援し、県内全公立高校57校などで消費者教育授業を実施した。また、関係機関と連携して、在宅介護支援者、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者見守り講座や、高齢者を対象としたシニア講座等の消費者教育を実施した。市町においても、中学校を対象とした消費者教育や公民館講座等を実施した。しかしながら、市町実施分や大学からの講座の申込減少により、受講者数は前年度より減少し、目標値を下回った。
	実績値② (H28~R元年 度平均)	25,921人	19,212人	23,001人	25,521人	22,683人	△	
	達成率 (②/①)	61%	74%	82%	73%	△	遅れ	

2. 令和6年度取組実績(令和7年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要			主な指標	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和6年度事業の成果等	
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)				R5目標	R5実績	達成率		
取組項目 i ii iii	○	1	消費者教育・啓発事業費	事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業(公私、研究等)	事業対象			【活動指標】 消費者講座開催数(回)	200	283	141%	●事業の成果 ・中高生から高齢者まで幅広い階層を対象にした各種消費者トラブル啓発講座について、市町等への働きかけを実施した結果、開催数は目標を上回り、満足度も高かった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標値を超えて講座を開催したことにより、受講者数増に寄与した。	
				—	—	—	事業内容 消費者講座等を実施する。				200	250	125%		
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費 (学校での消費者教育強化事業分)	1,350	1,350	9,191	実施状況 若年者や高齢者向けの消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行い、消費者の自立支援に努めた。				200	△	△	●事業の成果 ・公立高校を中心に、9,875名の受講生に対し187回の消費者授業を実施した。また、主に高校3年生を対象とするヤング講座において、受講者のほぼ全員に理解してもらうことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・消費者授業を187回実施したことにより、受講者数の増に寄与した。	
				1,204	1,196	9,461	事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、社会で役立つわかりやすい消費者教育を実施する。				85	99	116%		
取組項目 ii	○	2	消費者教育推進法第11条	1,729	1,429	9,454	実施状況 県立の高校及び中学校において消費者授業を実施するとともに、消費者教育教材を作成・配布した。				85	99	116%	●事業の成果 ・消費者授業を187回実施したことにより、受講者数の増に寄与した。	
				—	—	—	事業対象 消費者				85	△	△		
取組項目 ii	○	2	食品安全・消費生活課	4,526	0	0	事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、社会で役立つわかりやすい消費者教育を実施する。			【活動指標】 消費者授業実施高校数(校)	57	57	100%	●事業の成果 ・公立高校を中心に、9,875名の受講生に対し187回の消費者授業を実施した。また、主に高校3年生を対象とするヤング講座において、受講者のほぼ全員に理解してもらうことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・消費者授業を187回実施したことにより、受講者数の増に寄与した。	
				4,985	0	0	実施状況 県立の高校及び中学校において消費者授業を実施するとともに、消費者教育教材を作成・配布した。				57	△	△		
取組項目 ii	○	2	食品安全・消費生活課	5,491	0	0	事業対象 中・高校生			【成果指標】 ヤング講座における理解度(%)	90	△	△	●事業の成果 ・消費者授業を187回実施したことにより、受講者数の増に寄与した。	
				—	—	—	事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、社会で役立つわかりやすい消費者教育を実施する。				90	△	△		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 消費生活学習会等への講師の派遣	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を63回開催し、4,540人が受講した。 講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座30回2,905人、シニア講座11回560人、消費生活学習会11回491人、消費者トラブル防止講演会2回187人、高齢者見守り講座4回126人、金融教育講座5回271人となっている。 市町においては、283回開催し、8,268人が受講したものの、前年度を下回っている。 具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 消費者トラブルの手口は日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、テーマ設定を工夫するなど、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>市町実施分の受講者を確保していくため、相談員のスキルアップ等より、市町において実施できるよう支援していく。</p> <p>市町、学校、民間事業者等との連携を進めていくとともに、ワークショップやロールプレイング、寸劇等を取り入れた分かりやすく効果的な講座を実施する。</p>
ii 県立高校等における授業支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業支援については県立高校等において187回実施し、9,875人が受講した。 パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGsなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 消費者トラブルについては日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、若年者の被害増加も懸念されるため、消費者教育に取り組む必要がある。 学校現場の実情に応じて、講師派遣の調整を行う必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>高校での消費者教育に加えて、中学校等における消費者教育の充実のため、市町教育委員会、学校、市町消費者行政担当部署等との連携をさらに進める。</p> <p>実情に合った効果的な授業支援を実施するために、実施方法の見直しを図る。</p>
iii 関係機関と連携した消費者教育の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者数を確保するためには、関係機関との連携が不可欠である。 金融教育は消費者教育の一部であり、金融リテラシーは自立した消費生活を営むうえで必要不可欠である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>講座実施に向けて、学校及び地域への働きかけを強化する。</p> <p>令和5年7月に、県内の金融機関・関係機関が参加して、ALL長崎金融リテラシー向上プロジェクト推進協議会が発足し、県内高校において、金融教育の出前授業を実施している。</p> <p>また、令和6年4月には金融経済教育推進機構（J-FLEC）が設立、同年8月の本格稼働後は金融経済教育を推進しており、県においては、金融経済教育推進機構の広報活動を実施している。</p>

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業 事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	
					見直し区分	
取組項目 i iii	○	1 消費者教育・啓発事業費 — 食品安全・消費生活課	昨今の消費者トラブルの手口の巧妙化・複雑化の傾向を踏まえて、新たな手口による消費者トラブルの情報を盛り込んだ効果的な消費者講座や各種啓発活動を実施する。	②⑤	関係機関・団体と連携しながら、わかりやすく効果的な消費者講座や各種啓発活動を継続して実施する。	現状維持
取組項目 ii	○	2 消費者行政活性化事業費（学校での消費者教育強化事業分） — 食品安全・消費生活課	—	①③⑤	令和8年度から地方消費者行政強化交付金の見直しが見込まれているが、交付金メニューの活用等、財源確保に努め、効果的な授業支援を実施するため、実施方法の見直しを図る。 市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	現状維持

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点